

平成 29 年 第 4 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 4 月 4 日 (火) 午後 3 時 00 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒 松 直 之		
議 事			
	日程第 1 議事録署名委員の指名		
	日程第 2 議案事項		
	<p>議案第 1 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(新規) の決定について</p> <p>議案第 2 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p style="padding-left: 40px;">1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p style="padding-left: 40px;">2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p style="padding-left: 40px;">3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号</p> <p style="padding-left: 20px;">開発行為事前協議申し入れに対する協議結果の報告について</p> <p>その他</p>		
	日程第 3 その他		
出席委員	13 名	番号は議席番号	
	1 番	佐藤 隆博	2 番 伊藤 繁幸
	3 番	田中 信行	4 番 彌田 和好
	5 番	園田 喜久男	6 番 山本 國雄
	7 番	久保 賢一	8 番 大野 泰徳

	9 番 恒松 直之	10 番 西本 義矩
	11 番 恒松 はつみ	13 番 荒木 秀登
欠席委員	1 名 12 番 原 年江	
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子	
	午後 3 時 00 分 開会	
事務局長	<p>それでは、只今より平成 29 年第 4 回別府市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>前回の総会で、委員の「辞任の撤回願い」について同意をいただきましたが、議席につきましては 1 番議席が空席でございますので、1 番議席といたします。</p> <p>それでは、委員 1 番議席をお願いいたします。</p> <p>本日の総会の出席委員数は 12 名で、委員定数 13 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、12 番 原年江委員は都合で欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>ここで、お願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をおきりくださるようお願いいたします。また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>	
会 長	<p>2 月から 3 月にかけての集落説明会では大変お疲れ様でした。</p> <p>桜もまだ少し咲いている状況です。</p> <p>温泉まつりの扇山の火祭りも、火災もなく大変よく焼けたようであります。</p> <p>昨年の地震の完全に復旧出来ていない状態ですが、田ごしらえの準備も進んでいることと思っております。</p>	

	<p>さて、今回の総会から、新年度ということになります。</p> <p>現委員の任期は、平成 29 年 7 月 19 日までで、7 月 20 日からは、新体制農業委員 7 名、最適化推進委員 7 名となりますので、委員としてスムーズな移行をしてみたいと思います。</p> <p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、何卒よろしくご協力の程お願い致します。</p> <p>座って進行いたします。</p>
議長	<p>総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>ご同意いただきましたので、3 番 委員、5 番 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布してございます。</p> <p>議案第 1 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について、2 件でございます。</p> <p>議案第 2 号は、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 2 件、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」が 4 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 8 件、取消しが 1 件でございます。</p> <p>次に報告第 1 号として、開発行為事前協議申込に対する協議結果の報告についてが 2 件でございます。</p> <p>それから、その他となっております。</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」の 1 について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第 1 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定についてです。</p> <p>それでは、申請番号 1 番より説明いたします。</p> <p>申請番号 1 利用権を設定するもの 別府市大所 利用権を受けるものは、別府市中須賀東町 利用権を設定する土地は、農用地区域、大字南畑字 田(田) 外 3 筆、計 4,794 m² 場所は、大所で、大所公民館の です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権、利用方法は、野菜・果樹を植えての利用です。</p> <p>期間は、2017 年 4 月 4 日から 2027 年 4 月 3 日までの 10 年間です。</p> <p>利用権を設定する理由ですが、所有者は、農業を専門にしていないので耕作困難なため。受け手は、新規就農者であり、今般 48a の農地を借り受け農業経営を行う。というものです。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第 1 号の番号 1 について、何か意見はありませんか。</p>
委 員	<p>意見なし。</p>
議 長	<p>それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>別にご異議もないようですので、この利用集積計画番号 1 については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に番号 2 につきましては、利用権を受けるものが、 でございます。</p> <p>別府市農業委員会総会会議規則第 13 条に、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、 委員さんの退席をお願いします。</p> <p>(委員退席)・・・事務局案内</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請番号 2 利用権を設定するもの、別府市枝郷 利用権を受けるもの、別府市東山 　　　　　　　　　　です。</p> <p>利用権を設定する土地は、農用地区域、大字別府 田(田)外 5 筆、計 4,530 m²</p> <p>場所は、枝郷公民館の 　　　の農地です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権、利用方法は、水田としての利用です。</p> <p>期間は、2017 年 4 月 5 日から 2023 年 4 月 4 日までの 6 年間です。</p> <p>利用権を設定する理由ですが、所有者は、農業を専門にしていなため 農作業が困難なため。受け手の 　　　は、農家の高齢化・後継者不足等の問題 に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため、というも のでございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第 1 号の申請番号 2 番について、何か意見はありませんか。</p>
委 員	意見なし。
議 長	それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	<p>別にご異議もないようですので、申請番号 2 番の利用集積計画については、 承認することに決定いたします。</p> <p>事務局、 　　　委員に入室していただいでください。</p>
	委員入室・・・事務局案内
議 長	ただいま、審議しました結果、 　　　の農地利用計画については、承認され ましたので、お知らせします。
委員	ご審議ありがとうございました。
議 長	それでは、「議案第 2 号」、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の 報告についてのうち、農地法第 3 条の 3 の規定による届、農地法第 4 条第 1

項第 7 号の規定による農地転用届、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。

議案第 2 号は、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第 3 条の 3 の規定による届です。

番号 1 番 大分県速見郡日出町

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石 田（荒地）外 1 筆 合計 669.93 m²です。

平成 29 年 2 月 1 日相続、あっせん希望はなし、届出の日は、平成 29 年 3 月 7 日です。

番号 2 番 別府市大字鉄輪

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪 畑（荒地）697 m²

場所は の道下になります。

平成 29 年 2 月 23 日相続、あっせんの希望があります。届出の日は、平成 29 年 3 月 13 日です。

続きまして、2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番 別府市照波園町

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、照波園町 田（雑種地）687 m²、

通称は、照波園町の隣地、平田町の から西に 100m 付近です。

施設の概要は、駐車場用地として 鉋碎で締め固めて使用 687 m²、専決年月日は、平成 29 年 2 月 20 日です。

番号 2 番 大分市大字荏隈 持分 3 分の 2 外 1 名

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、石垣西三丁目 畑（駐車場）405 m²、

通称は、石垣西3丁目付近、県立別府鶴見丘高校正門から東への所です。

施設の概要といたしましては、駐車場用地として アスファルト敷き 405 m²、専決年月日は、平成 29 年 2 月 27 日です。

番号 3 番 別府市大字南立石

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字南立石字 田(雑種地) 148 m²、

通称は、堀田2組、堀田温泉の侵入口の所です。

施設の概要といたしましては、温泉ボーリング用地として 148 m²、

専決年月日は、平成 29 年 2 月 27 日でございます。

番号 4 番 福岡県北九州市八幡東区

土地の区分は、市街化区域 申請の土地は、大字鶴見 田(宅地) 657 m²、

通称は、小倉2組、 から西へ 200m 付近です。

施設の概要といたしましては、自己住宅用地として 木造 129.05 m²、専決年月日は、平成 29 年 3 月 6 日です。

続きまして、3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 大分市大字中戸次

譲受人 杵築市山香町 持分 2 分の 1 外 1 名

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字北中 畑(雑種地) 307 m²

通称は、北中6組、鉄輪保育園から南へ 付近です。

施設の概要は、駐車場用地として 表土をすき取りクラッシュラン敷き 307 m²

専決年月日は、平成 29 年 2 月 3 日です。

番号 2 番

譲渡人 別府市大字鉄輪

譲受人 大分市大字永興

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪 畑（雑種地）20 m²
通称は、野田1組 から北東へ20m付近です。
施設の概要は、進入道路用地として 砂利敷き 20 m²
専決年月日は、平成29年2月15日です。

番号3番

譲渡人 別府市大字鶴見

譲受人 中津市

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字 畑（雑種地）15 m²

通称は、鉄輪東6組、 から南側道路付近です。

施設の概要は、竹林用地として 現状のまま使用 15 m²

専決年月日は、平成29年2月17日です。

次は届出番号3番の取消しです。

取消し年月日は、平成29年3月15日です。

番号4番

譲渡人 別府市大字鶴見

譲受人 別府市石垣西

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字 田（田）外3筆 合計1793 m²です。

通称は、北中3組 市営北中住宅から西へ 付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として8区画 1,922.92 m²

専決年月日は、平成29年2月21日です。

番号5番

譲渡人 別府市石垣東

譲受人 別府市石垣西

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、石垣東一丁目 田（駐車場）388 m²

通称は、石垣東1丁目 境川橋から北へ 付近です。

施設の概要は、駐車場用地として アスファルト舗装 388 m²

専決年月日は、平成 29 年 2 月 22 日です。

番号 6 番

譲渡人 福岡県北九州市八幡東区

譲受人 別府市大字鶴見

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字 田 (宅地) 9.23 m²

通称は、小倉 2 組 から西へ 200m 付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として 擁壁工事 9.23 m²

専決年月日は、平成 29 年 3 月 6 日です。

番号 7 番

譲渡人 別府市亀川四の湯

譲受人 別府市大字鶴見

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字 畑 (畑) 479 m²

通称は、実相寺 1 組 の九州横断道路を挟んだ向い側付近です。

施設の概要は、駐車場用地として 整地し 479 m²

専決年月日は、平成 29 年 3 月 13 日です。

番号 8 番

譲渡人 山口県下関市田中町 持分 6 分の 1

外 3 名

譲受人 別府市大字石垣

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字八川 田 (宅地) 6.61 m²

通称は、北中 1 組 裏側の水路付近です。

施設の概要は、進入用道路用地として 6.6 m²

専決年月日は、平成 29 年 3 月 17 日です。

以上です。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますのでご了承下さい。

議 長	次に、報告第 1 号 開発行為事前協議申込に対する協議結果の報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>報告第 1 号は、開発行為事前協議申込に対する協議結果の報告についてです。</p> <p>番号 1 番</p> <p>申請人は、別府市大字鶴見</p> <p>申請の土地は、別府市大字鶴見 外 5 筆 7,223.60 m²</p> <p>土地の区分は、市街化区域 第 1 種住居地域</p> <p>開発目的は、ホテル・店舗 1 棟、</p> <p>事務局の所見は、申請地は農地でないため、意見なし。隣接地に農地があるので、被害が生じる恐れや生じたときは、責任を持って対処して下さい。</p> <p>番号 2 番</p> <p>申請人は、別府市山の手町</p> <p>申請の土地は、別府市大字鶴見字 外 2 筆 4,481.82 m²</p> <p>土地の区分は、市街化区域 第 1 種住居地域</p> <p>開発目的は、有料老人ホーム 1 棟</p> <p>事務局の所見といたしましては、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるので、被害が生じる恐れや生じたときは、責任を持って対処して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたが、この件につきましては、報告事項ですので、ご了承ください。
議 長	以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
	(終了 午後 15 時 35 分)
	上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会長

署名委員 3番

署名委員 5番